

高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱

制定 平成19年4月17日

改正 平成22年2月15日

平成23年4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、既存木造住宅の耐震補強を促進し、地震に対して多数の者の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的に、高知県内の既存木造住宅について木造住宅耐震化促進事業を行う高知県木造住宅耐震診断士を登録するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震診断士」とは、改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成19年3月発行）（以下「耐震診断マニュアル」という。）に基づき実施した講習会の課程を修了し、県に登録された者をいう。

2 「木造住宅耐震化促進事業」とは、高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2条第4号に規定する事業をいう。

3 前2項に規定するもののほか、特段の定めのない用語の定義は、補助金交付要綱第2条に規定するところによる。

(耐震診断士の登録)

第3条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者で、高知県の指定する高知県木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、講習会の最後に行われる考査で所定の成績を修めたもののうち、次条の規定による登録申請書の提出のあったものに別記第1号様式による登録証（第6条において「登録証」という。）を交付し、耐震診断士として登録する。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士

(2) 高知県内在住又は在勤の者

(登録の申請)

第4条 耐震診断士として登録を受けようとする者は、別記第2号様式による登録申請書（以下「登録申請書」という）を知事に提出しなければならない。

(登録の変更)

第5条 前条の規定により、耐震診断士として登録を受けた者は、登録申請書の内容について変更があったときは、別記第3号様式により、その旨を知事に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、登録証の再交付をすることができる。

(1) 前条に規定する登録申請書の内容の変更のうち、住所、電話番号又は氏名に変更があった場合

(2) やむを得ない事情により登録証を紛失した場合

2 前項の規定に基づき、登録証の再交付を申請する者は、別記第4号様式による再交付申請書を知事に提出しなければならない。

(耐震診断士の名簿の公表)

第7条 知事は、耐震診断士の名簿を作成し、市町村に送付するとともに、県のホームページその他の手段により公表するものとする。

(耐震診断士の業務)

第8条 耐震診断士は、木造住宅耐震診断事業の木造住宅耐震診断を行うことができる。

2 登録設計事務所に所属する耐震診断士は、木造住宅耐震改修設計費補助事業の耐震改修設計を行うことができる。

3 耐震診断士は、補助金交付要綱別表の補助要件（以下この項において「補助要件」という。）に掲げる現場確認等を行う場合は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 耐震改修工事と設計図書とを照合し、それが設計図書のとおり実施されているか否かを確認すること。

(2) 当該工事が耐震改修設計のとおり実施されていないと認められるときは、直ちに工事施工者にその旨を指摘し、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を住宅所有者に報告すること。

(3) 工事の施工状況を現場で確認し、全ての補強箇所の補強内容等がわかる写真及び確認記録を工事完了後速やかに住宅の所有者に提出すること。

(4) 工事完了後速やかに補助要件に適合していることを確認し、住宅の所有者に文書でその旨報告すること。

4 耐震診断士は、市町村が実施する現場検査に立ち会わなければならない。

5 耐震診断士は、知事が別に定める活動指針に従って業務を行うように努めなければならない。

(耐震診断士の責務)

第9条 耐震診断士は、木造住宅耐震化促進事業の際に知り得た家屋の情報、調査した資料等を他に漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、その立場を自覚し、謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行しなければならない。

3 耐震診断士は、木造住宅耐震化促進事業の業務中は、常時、登録証を携帯しなければならないものとし、既存木造住宅の所有者から求められた場合は、これを提示しなければならない。

(登録の有効期間)

第10条 第3条の登録の有効期間は、登録証交付の日より3年とする。

なお、第6条の規定により再交付した場合であっても、有効期間の変更はないものとする。

(登録の取消し)

第11条 知事は、第3条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項第1号に規定する建築士でなくなったとき。

(2) 各市町村から業務受託後、業務の不履行、期間の遅延又は現地調査若しくは相談業

務等に不適當な行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第9条に定める事項に反すると知事が認めたとき。

(報告等)

第12条 知事は、耐震診断士に対して、木造住宅耐震化促進事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告及び助言をすることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断士に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附則

1 改正前の要綱に基づく耐震診断士の登録については、平成19年9月30日以降、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。